

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年11月18日（平成28年（行情）諮問第683号）

答申日：平成29年9月5日（平成29年度（行情）答申第203号）

事件名：行政文書ファイル「米国における元慰安婦による訴訟（4）」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる41文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年2月2日付け情報公開第00222号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 本件対象文書の不開示部分を開示することを求める。

イ 本件対象文書は慰安婦問題の解決のために外務省がどのように考え、どのように行動してきたかを記録している文書と思われるものであり、未だ解決できないでいる原因が何であるのか説明しているものと思われる。

ウ 平成3年12月に、米国公文書館から、甘言を弄して誘拐による、すなわち強制連行による朝鮮人女性の徴募があったことが記述されている文書を入手していたにもかかわらず、政府はそれらの文書はないと言い続けていたことが判明した。

また、平成4年7月には、オランダ公文書館からバタビア裁判の記録を外務省が入手していたにもかかわらず、そのことを平成26年まで知らせずにいた。

エ 庶民の言葉で言うならば、慰安婦問題で政府は嘘を言い、国民と世界をだまし続けていたのであるから、慰安婦問題関係文書を非公開とする利益は何もないのであり、このような経緯を考えるならば、全てを公開して国民の検証を受けるべきであるが、少なくとも本件対象文

書は開示すべきものとする。

(2) 意見書

ア 世間には「これを公にすることにより、従軍慰安婦問題に関する他国との協議内容等が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である」などの見解があることを承知しているが、「行政機関の長が認めること」と「相当の理由があると認めること」は区別されて厳密に検討されなければならないことであり、もしそうでなければ、「行政機関の長が認めた」ならば、それは自動的に不開示となり、情報公開制度の理念、行政不服審査制度の精神を損なうことになる。したがって、審査会におかれては、インカメラ文書なども活用し厳密な判断をお願いする。

イ また、「他国との協議内容等が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある」との判断についても厳格に行われなければならない。誰が「他国との信頼関係が損なわれる」と判断するのか、それは行政機関の長であると一般的に理解されるが、このことについては、我が国の憲法によってその権限が制限されていることを知るべきと考える。その情報を公開することによって「他国との信頼関係が損なわれる」か否かの判断は、国民が行うことであって行政機関の長は、ただ国民の委任においてその事務を行っているに過ぎない。しかし、公開されない情報の「他国との信頼関係が損なわれる」かどうかの判断を国民は行えない。その国民に代わって判断する権能を審査会に与えられているものと考えられる。

したがって、「判断するまでもなく、不開示とすることが妥当」などの見解は失当と考えられる。

ウ 外務大臣は、訴訟関係者の正当な利益を害するおそれを本件対象文書の不開示理由の一つとしているが、米国における元慰安婦による訴訟で被告としての我が国が主張した事実と、我が国政府が国会で答弁していたことには大きな違いがあることが、この間の民間の研究で明らかになりつつある。

個人の国に対する個人賠償請求権については、政府は、サンフランシスコ平和条約と二国間条約によって解決済みであるとしているが、その解決とは、国の外交保護権の放棄と国の財産権を消滅させたものであり、個人請求権を消滅させたものではない、個人請求権は残されていると国会答弁をしており、この見解は現在も変わらないとされているが、それとは異なり当該訴訟では個人請求権も消滅したと国が主張していたとのことである。しかし、その真実は未だ闇の

中である。このような状況にある中で、これらの関係文書を隠蔽しておくことは、「正当な利益を害するおそれ」よりも、国民に答弁したことと異なる主張をしたことの不正義が明らかになることのおそれと推測される。事実は何であったのか、インカメラ文書なども活用し厳密なる判断をお願いする。

エ 「これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ、政府部内の当該問題に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる」をもって不開示が許されるならば、国民主権の我が国の憲法下では許されない判断であると考える。

オ 当該文書のうち、文書2ないし文書11、文書13ないし文書23、文書24ないし文書45の総番号、発信時刻、パターンコード、電話番号、FAX番号、メールアドレスなどは、公開を求めている内容ではないので、それらについての不開示を争わないが、その他の記述については公開を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

処分庁は、異議申立人が平成26年8月13日付けで行った開示請求「作成(取得)時期 平成13年1月10日、府省名 外務本省、文書分類(大) 対アジア・太平洋地域外交、文書分類(中) 地域政策、行政文書ファイル名 米国における元慰安婦による訴訟(4)」に対し、法11条により特例延長を行い、相当の部分の決定として1文書を特定の上、部分開示とする決定(平成26年10月17日付け情報公開第02251号)を行った後、最終決定として更に44文書を対象として特定し、部分開示する原処分を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる41文書である。

(3) 不開示とした部分について

原処分において不開示とした部分及び理由は別表のとおりである。

ただし、別表の番号2に掲げる不開示部分のうち、文書2(1枚目本文2行目左から22文字目ないし27文字目)、文書6(2枚目本文2行目左から21文字目ないし26文字目)、文書10(1枚目本文2行目左から10文字目ないし13文字目)、文書11(1枚目本文2行目左から6文字目ないし9文字目)、文書17(1枚目本文2行目左から10文字目ないし13文字目)、文書23(1枚目本文2行目左から34文字目ないし37文字目)、文書27(1枚目本文2行目左から14

文字目ないし17文字目), 文書31(2枚目本文2行目左から4文字目ないし7文字目), 文書35(1枚目本文2行目左から4文字目ないし7文字目), 文書36(1枚目本文2行目左から4文字目ないし7文字目)及び文書41(1枚目本文2行目左から7文字目ないし10文字目)の不開示部分については, 改めて精査した結果, 開示可能な情報と認められることから, 開示することとする。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は, 本件対象文書につき, 慰安婦問題解決のための外務省の考え及び行動を記録した文書であり, 未だ解決できないでいる原因が何かを説明していると思われ, さらに, 米国及びオランダの公文書館から外務省が入手していた文書を国民に知らせずにいたことは, 政府が嘘を言い, 国民と世界をだまし続けていたのであるから, 慰安婦問題関連文書を非公開とする利益はなく, 全てを公開して国民の検証を受けるべきであり, 少なくとも本件対象文書は開示すべきと主張するが, 上記(3)のとおり, 本件対象文書の不開示部分については, 法5条の各号に照らして慎重に検討しており, 異議申立人の主張には理由がない。

イ また, 元慰安婦の問題については, 現在も関係国及び支援団体等から様々な主張がなされており, 不開示とした情報を公にすることにより, 関係国との交渉上我が国が不利益を被るおそれ, あるいは, 将来, 同種の訴訟が提起された場合に, 我が国の争訟事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示としたものであり, 異議申立人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき, 外務省としては, 上記(3)のとおり開示可能な情報と認められる部分以外については, 原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

別表の番号2に掲げる不開示部分(上記第3の1(3)に掲げる部分を除く)の不開示部分については, 訴訟に関係する法律事務所等に関する情報であって, 公にすることにより当該関係者の正当な利益を害するおそれがあるため法5条2号に該当し, 不開示としたが, これを公にすることにより, 争訟に係る事務に関し, 国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため, 同条6号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

① 平成28年11月18日 諮問の受理

- | | |
|--------------|-----------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月12日 | 審議 |
| ④ 同月22日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成29年1月24日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年2月17日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同年4月14日 | 審議 |
| ⑧ 同年9月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の41文書である。

異議申立人は、異議申立書において本件対象文書の不開示部分の開示を求めるとしていたが、意見書において、本件対象文書の総番号、発信時刻、パターンコード、電話番号及びメールアドレスについては不開示を争わないとしているので、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

また、諮問庁は、本件対象文書の不開示部分のうち、上記第3の1(3)に掲げる部分は開示するが、その余の部分については法5条2号、3号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、異議申立人が開示を求め、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

別表の番号1に掲げる不開示部分（総番号、発信時刻及びパターンコードを除く。）には、外務省が使用している電信システム内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 訴訟に関する対応について

別表の番号2に掲げる不開示部分（上記第3の1(3)に掲げる部分を除く。）及び番号3に掲げる不開示部分には、米国における元慰安婦による訴訟の審理状況に関する報告及びそれに対する国側の対応方針、主張内容等を検討した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、争訟における国側の対応方針、訴訟準備のための検討要領等が推察され、今後の同種の争訟に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号口に該当し、同条2号及び3号について判断するまでもなく、

不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約1年8か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号、3号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号及び6号口に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 2 米国における元慰安婦による訴訟（書面提出期限の延長）
- 文書 3 米国における元慰安婦による訴訟（書面提出期限の延長：回訓）
- 文書 4 米国における元慰安婦による訴訟（答弁書提出期限延長の申立て）
- 文書 5 米国における元慰安婦による訴訟（答弁書提出期限延長の認容）
- 文書 6 米国における元慰安婦による訴訟（答弁書ドラフト）（2の1）
- 文書 7 米国における元慰安婦による訴訟（答弁書ドラフト）（2の2）
- 文書 8 メール
- 文書 9 米国における元慰安婦による訴訟（答弁書ドラフトに対するコメント）
- 文書 10 米国における元慰安婦による訴訟（答弁書ドラフトに対するコメント）
- 文書 11 米国における元慰安婦による訴訟（第二版答弁書ドラフト）
- 文書 12 メール
- 文書 13 米国における元慰安婦による訴訟（答弁書ドラフトに対するコメント）
- 文書 14 米国における元慰安婦による訴訟（第二版答弁書ドラフト）（転電通知）
- 文書 15 米国における元慰安婦による訴訟（第二版答弁書ドラフト）
- 文書 17 米国における元慰安婦による訴訟（答弁書第2版ドラフトに対するコメント）
- 文書 18 米国における元慰安婦による訴訟（答弁書第2版ドラフトに対するコメント）
- 文書 19 米国における元慰安婦による訴訟（日本政府からの訴え却下の申し立て書提出）
- 文書 20 米国における元慰安婦による訴訟（日本政府からの訴え却下の申し立て書提出）（3-1）
- 文書 21 米国における元慰安婦による訴訟（日本政府からの訴え却下の申し立て書提出）（3-2）
- 文書 22 米国における元慰安婦による訴訟（日本政府からの訴え却下の申し立て書提出）（3-3）
- 文書 23 米国における元慰安婦による訴訟（実質的主張の検討状況）
- 文書 26 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書：我が方コメント）
- 文書 27 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書）
- 文書 28 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書）（2の1）
- 文書 29 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書）（2の2）
- 文書 30 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書）（我が方コメント）
- 文書 31 米国における元慰安婦による訴訟（被告からの再反論書）（4の

- 1)
- 文書 3 2 米国における元慰安婦による訴訟（被告からの再反論書）（4の2）
- 文書 3 3 米国における元慰安婦による訴訟（被告からの再反論書）（4の3）
- 文書 3 4 米国における元慰安婦による訴訟（被告からの再反論書）（4の4）
- 文書 3 5 米国における元慰安婦による訴訟（手続の現状）
- 文書 3 6 米国における元慰安婦による訴訟（原告からの反論書提出）
- 文書 3 7 米国における元慰安婦による訴訟（原告からの反論書提出）（2の1）
- 文書 3 8 米国における元慰安婦による訴訟（原告からの反論書提出）（2の2）
- 文書 3 9 米国における元慰安婦による訴訟（手続きの現状）
- 文書 4 0 米国における元慰安婦による訴訟（手続きの現状）
- 文書 4 1 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書）
- 文書 4 2 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書）（2の1）
- 文書 4 3 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書）（2の2）
- 文書 4 4 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書）
- 文書 4 5 米国における元慰安婦による訴訟（再反論書）

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書2ないし文書11, 文書13ないし文書15, 文書17ないし文書23及び文書26ないし文書45(総番号, 発受信時刻, パターンコード・配布先一覧)	現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり, 公にすることにより, 電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ, 国の安全が害されるおそれ, 交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため, 法5条3号及び6号に基づき不開示とした。
2	文書2(1枚目本文2行目及び13枚目), 文書4(3枚目), 文書5(3枚目), 文書6(2枚目2行目), 文書10(1枚目本文2行目, 4枚目及び10枚目), 文書11(1枚目本文2行目), 文書17(1枚目本文2行目及び3行目), 文書23(1枚目本文2行目及び3行目並びに6枚目), 文書27(1枚目本文2行目ないし4行目), 文書31(2枚目2行目), 文書35(1枚目本文2行目), 文書36(1枚目本文2行目), 文書41(1枚目本文2行目), 文書44(4枚目)及び文書45	訴訟に係る法律事務所等に関する情報であって, 公にすることにより当該関係者の正当な利益を害するおそれがあるため, 法5条2号に基づき不開示とした。
3	文書2ないし文書13, 文書15, 文書17ないし文書23, 文書26ないし文書44の不開示部分のうち, 番号1, 2及び4に掲げる不開示部分を除く部分	訴訟等に関する情報及び文書であり, 公にすることにより, 関係国との交渉上不利益を被るおそれ, 同種の他の訴訟事務等の適正な遂行を損なうおそれがあるため, 法5条3号及び6号に基づき不開示とした。

4	文書 8（1 枚目及び 3 枚目の電子メールアドレス及び並びに 3 枚目の担当官内線番号）， 文書 1 2（電子メールアドレス）	政府機関の非公開の電話番号，FAX 番号及び電子メールアドレスであり，公にすることにより当省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法 5 条 6 号に基づき不開示とした。
---	---	---